令和３年３月12日

総務部人事局

**新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いの変更について（提案）**

**１．提案理由**

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない現状を踏まえ、３密回避のための取り組みをより一層進めるとともに、職員の選択の幅を広げるため、職員の昼休み（休憩時間）の分散取得を拡充し、更なる昼食時の混雑緩和を図る。

**２．服務の取扱い**

　　　大手前庁舎、咲州庁舎及び出先機関の昼休み（休憩時間）について、これまでの時間帯に加えて、**パターンを拡充**する。

**【昼休み（休憩時間）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 12：15 ～ 13：00  12：00 ～ 12：45  12：30 ～ 13：15 |  | 左記に加え  **11：30 ～ 12：15**  **12：45 ～ 13：30** |

**３．期　間** 当面の間

**４．実施日　　　 令和３年４月１日（木）から**

**５．協議期間　　令和３年３月２６日（金）**